

各 位

会 社 名 センコーグループホールディングス株式会社 代表 者名 代表取締役社長 福田 泰久 (コード番号 9069 東証一部) 問合せ先 センコー株式会社 執行役員総務部長 竹谷 聡

(TEL. 06-6440-5155)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社および当社の主要グループ子会社(以下「対象子会社」といい、当社および対象子会社を併せて、以下「対象会社」といいます。)の取締役(社外取締役および国内非居住者を除きます。以下「対象取締役」といいます。)を対象とする株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。

これにより、当社は、本制度の導入に関する議案について、2017年6月28日開催予定の第100 回定時株主総会に付議することを予定しております。

また、当社と同様に、対象子会社は、対象子会社の取締役(社外取締役および国内非居住者を除きます。)を対象とする、株式報酬制度の導入に関する議案について、2017年6月までに開催予定の対象子会社の定時株主総会または臨時株主総会(当社および対象子会社の株主総会を併せて、以下「本株主総会」といいます。)に付議することを予定しております。

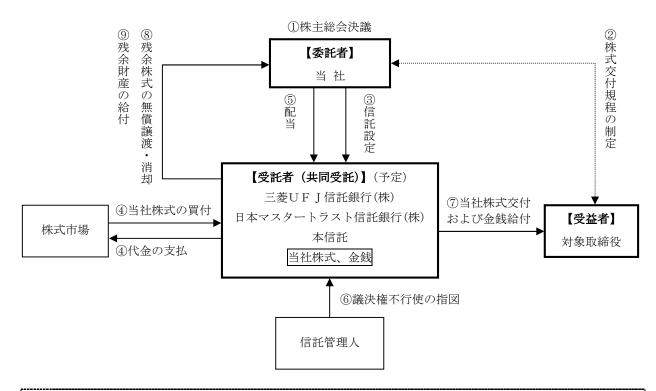
記

1. 本制度の導入について

- (1) 対象会社は、対象取締役を対象に、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、当社グループの業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、対象会社ごとに、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託(以下「本信託」といいます。)と称される仕組みを採用します。本信託は、欧米の業績連動型株式報酬(Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock) 制度と同様に、役位や業績の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を取締役等に交付または給付(以下「交付等」といいます。)する制度です。**
- (4) 当社は、本制度の実施のため設定した本信託の信託期間が満了した場合、新たな本信託 を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことに より、本制度を継続的に実施することを予定しております。

※ 本制度が導入された場合には、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」、「ストックオプション」および「業績連動型株式報酬」により構成されることになります。 なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、「基本報酬」および「ストックオプション」により構成されます。

2. 本信託の仕組み



- ① 対象会社は、対象会社ごとに、本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認 決議を得ます。
- ② 対象会社は、対象会社ごとに、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 対象子会社は、それぞれ①における株主総会の承認決議の範囲内で、対象子会社の取締役に 対する報酬の原資となる金銭を当社に拠出します。当社は対象子会社から拠出を受けた金銭 に、①の当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内で当社の取締役に対する報酬の原資とな る金銭をあわせて信託し、受益者要件を満たす対象取締役を受益者とする本信託を設定しま す。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、対象会社ごとに拠出した金額に応じて、対象会社ごとに勘定を分けて管理します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、対象取締役は対象会社ごとの株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、かかるポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。

- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社は、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、対象取締役に分配された後の財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および対象取締役と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。
- (注) 受益者要件を満たす対象取締役への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、各対象会社は、(対象子会社は当社を通じて)当該対象会社の対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会決議でそれぞれ承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託する可能性があります。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、2018年3月31日で終了する事業年度から2020年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度(以下「対象期間」といいます。)(※)を対象として、各事業年度の役位および業績の達成度等に応じて、当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。

※ 信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の 延長が行われた場合(下記(4)に定めます。)には、以降の各3事業年度をそれぞれ対象 期間とします。

(2) 本制度導入に係る本株主総会決議

各対象会社は、本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限および対象取締役に対して交付等が行われる株式等の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、信託期間の満了時において、信託期間の延長を行う場合には、各対象会社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって信託契約の変更および追加信託を行うことを決定します。

(3) 本制度の対象者(受益者要件)

対象取締役は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、原則として対象期間終了後に、累積ポイント(下記(5)に定めます。)の 50%に相当する数の当社株式(単元未満株式については切上げ)については交付を受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

- ① 制度開始日以降の対象期間中に対象取締役として在任していること(制度開始日以降に、新たに対象取締役になった者を含みます。)
- ② 国内居住者であること
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 下記(5)に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件
 - ※ 信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役が退任する場合(自己都合により退任する場合および正当な解任理由に基づき解任される場合を除きます。)、対象取締役は所定の手続を経た後遅滞なく退任時までの累積ポイントの 50%に相当する数の当社株式(単元未満株式は切上げ)については交付を受け、残りのポイント数に相当する当

社株式については換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役が在任したまま死亡した場合においては、当該対象取締役の相続人が、その時点で付与されている累積ポイントに応じた数の当社株式を本信託内で換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役が海外赴任により国内非居住者となることが決まった場合は、その時点で付与されている累積ポイントに応じた数の当社株式を本信託内で換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

(4) 信託期間

ア 当初の信託期間

2017年8月10日(予定)から2020年9月末日(予定)までの約3年間とします。

イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間について本信託期間を延長し、対象子会社は、延長された信託期間ごとに、対象子会社の本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、対象子会社の取締役に対する報酬の原資となる金銭の追加拠出を行い、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の本株主総会で承認決議を受けた範囲内で、当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭を併せて信託し、各対象会社は、引続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。) および金銭(以下「残存株式等」といいます。) があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、各対象会社に対応する勘定ごとに、対応する各対象会社の本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

(5) 対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数

信託期間中の毎年3月末日に対象取締役として在任する者に対して、同日で終了する事業年度(初回は2018年3月末日で終了する事業年度。)の後に到来する8月1日に一定のポイントが付与されます(以下「付与ポイント」といいます。)。付与ポイントは、対象取締役の役位および業績の達成度(※)に応じて決定され、原則として対象期間終了後に付与ポイントの累積値(以下「累積ポイント」といいます。)に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の総数が株式の 分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社はその増加また は減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数を調整します。

※ 業績達成度を評価する指標は、当社の連結経常利益およびROEとし、業績の達成度等に応じて、0~100%の範囲で変動するものとします。なお、当社の連結経常利益が前年度の実績を下回った場合、対象取締役へのポイント付与は行われません。

(6) 本信託に拠出される信託金の上限および本信託から交付がなされる当社株式(換価処分の対象となる株式を含みます。)の上限数

信託期間内に対象会社が本信託に拠出する信託金の合計額および本信託において対象取締役に1年あたりに付与するポイントの総数は、対象会社ごとに本株主総会決議において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。(※)

※ 信託金の上限金額は、現在の対象取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬 および信託費用を加算して算出しています。

	本信託に拠出する 信託金の合計上限金額 (3事業年度)	本信託より交付等が行 われる当社株式総数の 上限(3事業年度)	年間付与 ポイント数の上限
当社	70 百万円	162,000 株	54,000 ポイント
対象子会社の 合計	110 百万円	252,000 株	84,000 ポイント
合計	180 百万円	414,000 株	138,000 ポイント

本株主総会において、各対象会社で上記の通り決議がなされた場合、信託期間中に対象取締役が本信託から交付を受けることができる当社株式の株数は、年間付与ポイント数の上限の合計に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株数(414 千株)の上限に服することになります。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金および交付株数の上限の 範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(8) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記(3)の受益者要件を満たした対象取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、本制度の対象期間終了後に、累積ポイントの50%に相当する数の当社株式(単元未満株式については切上げ)の交付を信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。なお、信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役が退任する場合、対象取締役が在任したまま死亡した場合または海外赴任により国内非居住者となった場合については、上記(3)※をご参照下さい。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。

(11) 信託期間満了時の残余株式および配当金の残余の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時(上記(4)による本信託の継続を行った場合は延長された信託期間の終了時)に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しております。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および対象取締役との利害関係のない団体へ寄附することを予定しております。

(ご参考)

【信託契約の内容】

① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

② 信託の目的 対象取締役に対するインセンティブの付与

③ 委託者 当社

④ 受託者 三菱UF J信託銀行株式会社(予定)

(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(予定))

⑤ 受益者 対象取締役のうち受益者要件を充足する者

⑥ 信託管理人 対象会社と利害関係のない第三者(公認会計士)

⑦ 信託契約日 2017年8月10日(予定)

⑧ 信託の期間 2017年8月10日 (予定) ~2020年9月末日 (予定)

⑨ 制度開始日 2017年8月10日(予定)

2018年8月1日 (予定) よりポイントを付与

⑩ 議決権行使 行使しないものとします。

⑪ 取得株式の種類 当社普通株式

② 信託金の上限額 1.8億円 (予定) (信託報酬・信託費用を含みます。)

③ 株式の取得時期 2017年8月17日(予定)~2017年9月22日(予定)

(4) 株式の取得方法 株式市場から取得

15 帰属権利者 当社

16 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取

得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

① 信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事

務を行う予定です。

② 株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に

基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以上